

【シンガポール】知的財産権侵害手続きに係る法的費用の保険制度 (IPIII) の導入について

2019年7月18日
ジェトロ・バンコク事務所

シンガポール知的財産庁は、シンガポール国内の企業及び発明家による知的財産権を利用したグローバル展開をサポートするため、世界中での知的財産権侵害手続きに係る法的費用を対象とする保険制度を導入することを公表した。

同保険制度は「Intellectual Property Insurance Initiative for Innovators」(“IPIII”)といい、シンガポールにおいて登録特許権、商標権又は意匠権を有する企業及び発明家による、世界中での知的財産権執行及び知的財産権侵害手続きに係る法的費用を対象とし、イギリスの保険会社Lloydが提供し、Antares Underwriting Asiaが引受人となっている。

URL 等

<https://www.ipos.gov.sg/media-events/press-releases/ViewDetails/singapore's-new-ip-insurance-initiative>

本内容は、日本貿易振興機構が2019年7月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。